

電子契約一問一答

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏



令和3年改正法令基準

はじめに

本資料は、2021年9月7日にNSSOL主催で開催したウェビナー「～あらゆる契約文書、契約業務に対応する電子契約サービスCONTRACTHUB～」の質疑応答での宮内弁護士による回答をまとめたものです。

本資料が、貴社における電子契約導入・運用の一助となれば幸いです。

Q1

電子契約の申込自体を否認された場合に備えて、一番最初に申込書(書面で実印)を徴求している。これと同程度のリスクのまま電子的に申込を受付する方法はあるか？

A1

実印(+印鑑証明)と同程度の証拠力が必要という前提であれば、マイナンバーカードの電子署名機能を用いる方法がある。ただし、これを受け取る事業者が、電子証明書の有効性検証を行うために、総務大臣の認定を受ける必要があり、現状では、NSSOLを含めほとんどの事業者が対応していない。

Q2

電子契約や文書保存の電子化のために、会社の規程類(文書管理規程、押印規程等)についてどのような準備が必要となるか。

A2

紙と押印に関する現行の規程と、それにもとづく運用の実態を把握する必要がある。
その上で、電子署名・電子文書に置き換えた場合の運用を検討し、文書管理規程の改訂を行う。また、押印規程(印章管理規程)に規定されている印章の管理・押印の手続等と同様に、電子署名に係る秘密情報等の管理と電子署名実施について規定する。

なお、電子文書の信頼性確保のためには、本文と電子署名以外の周辺情報(メタ情報、コンテキスト情報などと言われる)も重要である。この点については、(公社)日本文書情報マネジメント協会「JIIMA電子文書の信頼性向上ガイドライン」
<https://www.jiima.or.jp/info/jiima電子文書の信頼性向上ガイドラインv1-0について/>
を参照されたい。

Q3

1. 電子署名・タイムスタンプではなく、単に印鑑の画像を付すだけのサービスの利用をどう考えるか。
2. 電子署名はなく、タイムスタンプだけを付すサービスはどうか。

A3

1. このようなサービスについては、印鑑画像を他の電子文書に貼りこむことが容易である。したがって、(正当な電子契約書であっても) 本当にその電子文書に対して印鑑画像を付したのかが判断できない。したがって、当事者の意思表示を証明するのが困難であり、利用を避けるべきである。
2. タイムスタンプには、存在時刻とその後の非改ざん性を証明する機能があるが、対象となる電子文書が、契約当事者(本人)による作成だと証明する機能はない。したがって、重要性の高い電子契約への利用は避けるべきである。

Q4

BtoC電子契約について以下の点を知りたい

1. 今後、当事者型と事業者型のどちらが主流になりそうか
2. 当事者型でないと認められない契約類型はあるか
3. マイナンバーカードを用いて個人が電子証明書の発行を受ける方法は拡大するか
4. 電子契約書は、住宅ローン審査の書類として有効か

A4

1. 用途によって住み分けが進んで、併存していくものと思われる。
2. 原則として当事者型に限られることはないと思われるが、事業者型の場合、本人の身元確認が不十分なことが多いので、相手方(B側)が受け取らない可能性はある。
3. マイナンバーカードについては、電子署名機能のスマホ搭載なども進められている。このような動向にも鑑みて、電子証明書発行時のマイナンバーカード利用は進んでいくと考える。
4. 有効であると考え。しかし、審査する側の企業が受け入れるかどうかは、その企業のポリシーにもよると思われる。

Q5

法的知識の不足や、認識不足により、電子契約関連法令に関連して電子契約で締結された契約に関する失敗事例はあるか。

A5

日本ではこのような事例は知られていないが、海外では、事業者型電子署名について本人性が認められなかった事例がある。

Q6

インボイス制度の概要と、電子契約サービスで対応できるのか知りたい。

A6

- 現行法では、売買代金の支払いにあたって、売主が課税事業者か非課税事業者(年の売り上げが1000万円以下)かにかかわらず、消費税を加えて支払っていた。2023年10月に開始されるインボイス制度は、売主が請求書等に適格請求書発行事業者の番号を記載した場合にのみ、消費税を加えて払うようにする制度である。この番号は、課税事業者(消費税を納入する業者)にだけ与えられるため、非課税事業者には消費税が支払われない(いわゆる益税がなくなる)仕組みである。
- 現状では、インボイス制度は書面(紙)の請求書を原則としている。他方、電子文書での請求書(電子契約)を実現するため、電子インボイス推進協議会において電子インボイスに関する標準仕様などの策定をすすめている。NSSOLも同協議会のメンバーとして対応を推進している。



Q7

電子シールと電子署名の違い、使い方を知りたい。

A7

電子署名は、自然人(個人)が行うもので、意思表示(契約締結の意思表示など)に利用することができる。これに対して、電子シールは、法人等の名義で行うものであり、電子文書等の発信元を示すものである。組織名義で発行する証明書等への利用や、請求書等の意思表示を伴わない文書等への利用が期待されている。

Q8

事業者署名型電子署名は従来の電子署名とくらべて、安全性が低いように思われるがどうか？ 金消契約など高額、長期間の契約に利用して大丈夫か？

A8

事業者型電子署名であっても、確実な身元確認とを行い、事業者における処理の正当性が認められれば、契約の成立の証明は可能である。しかし、現実には、身元確認が簡易なものが多いうえに、事業者型電子署名サービスの安全基準や監査が存在しない。したがって、現時点で、高額・長期間の契約などの重要な契約に事業者型電子署名を用いることにはリスクが大きいと考えられる。

※ 2020年9月4日に政府が発表した電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法3条に関するQ&A)」においても、以下の記載がある。この点に関し、電子契約サービスにおける利用者の身元確認の有無、水準及び方法やなりすまし等の防御レベルは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質や、利用者間で必要とする身元確認レベルに応じて、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる。



Q9

電子署名が付与された文書が訴訟で争われたことはあるか？判例はあるか？

A9

電子署名が行われた文書が提出された事件は多いが、その成立が争点となったものはほとんどない。なお、電子署名を行ったのが本人かどうか争われた事件はある（東京地判R01・7・10）。この訴訟では、電子署名の方式等の詳細に立ち入ることなく、周辺の事情から契約の締結を認定した。

Q10

事業者署名型電子署名は日本だけの制度か？それとも海外でも通用するのか？

A10

2020年7月13日および9月6日に3省QAで発表されたものと全く同じ要件、内容の制度ではないが、海外、特にアメリカでは事業者型電子署名が広く用いられているようだ。
EUは、eIDAS規則を制定して電子署名等に関する規定を置いている。eIDASにおいて規定があるのは当事者型電子署名だけであり、事業者型電子署名については規定がない。

Q11

事前に相手方の身元確認ができている場合、事業者型署名の一要素認証（二要素認証無）で契約することで問題ないか（リスクがあるか）。電子署名法の第3条が適用されるか。

A11

状況によると思われる。一要素認証であっても、二要素認証と同様の固有性が認められれば、電子署名法3条の推定が得られる可能性がある。ただし、固有性の証明は容易ではないかもしれない。

Q12

一部の地方公共団体が先行して事業者型(立会人型)の電子契約システムを導入しているが、事業者型は身元確認の厳格性に疑問がある。一応事業者型でも認めるとの見解が政府から示されているので、現時点では法的問題はないのだが、このまま事業者型の電子契約が進められても将来問題が生じないものなのだろうか。身元確認の厳格性という視点から、事業者型の電子契約の将来にわたる有効性について、見解を聞きたい。

A12

地方公共団体等との契約に、身元確認が簡易な事業者型電子署名を用いるべきではないと考える。今後、身元確認が厳格な事業者型署名が出てくる可能性もあるが、身元確認を行うのであれば電子証明書を発行する方が、簡明かつ確実なので、事業者型を選択する理由はないものと思う。

Q13

事業者署名型の電子契約サービスにおいて、契約書上に記載されている署名者(例えば代表取締役社長)ではない者(例えば総務課長)が署名した場合どのような問題が生じるか

A13

契約名義人と署名者が異なれば、有効な意思表示にはならない。事業者型電子署名においては、事業者が利用者(署名者)の名前・メールアドレス等を記載するため、契約名義人と異なれば、それは判明するものと思われる。

契約名義人のメールアドレス等を用いて、他の者が行った場合には、契約名義人でない者によって行われたことに関して善意無過失の第三者は保護される(民法110条の類推適用)。つまり、契約の相手方が善意無過失ならば、代表取締役の意思表示ではないと、相手方には主張できない。

Q14

電子化対象の契約種別を追加する際、電子捺印、事業者署名、当事者署名のどれを採用するか判断するのが難しいのだが、どういったことを検討材料にすべきか。契約金額、取引先の属性、訴訟リスクなど複数の要素からの総合判断となるが、考慮の抜け漏れがないか気になっている。

A14

ご指摘のとおり総合判断になる。万能の判断基準はないと思う。
一つの方法として、従来の(紙での)取扱いを参考にしてはどうか。すなわち、紙の場合にどのような決裁にもとづいてどのハンコを用いているかに鑑みて判断していくことが考えられる。

Q15

同一契約書で文書種別を分け、取引先によって事業者署名と当事者署名を使い分けてもよいか。

A15

どの文書にどの署名を用いるかは、それぞれの組織(会社等)の判断で決められる(法的な規制はない)。したがって、組織の責任で使い分けすることに問題はない。

Q16

電子契約で印紙の必要がなくなった場合、締結日から数ヶ月遅れた契約書を電子的に取り交わした契約書は法令違反になるか。

A16

締結日に(口頭などで)契約を締結し、それを後になって確認のために契約書を作成することには、原則として問題はない(法令等で作成時期が規定されている場合は除く)。
なお、印紙税は、契約書の作成に対して課税されるものであって、契約締結に対して課税されるものではないので、印紙税についても問題ないものとする。



Q17

請求書の電子化は法律的に有効か。

A17

有効である。

なお、インボイス制度に向けて、電子請求書のフォーマット等の検討が行われている(電子的・自動的取り扱いを可能にするため)。

Q18

印紙不要について将来的に電子契約の需要が増えることで印紙税が課せられる可能性があるか知りたい。

A18

将来の税法については何ともいえないが、課せられる可能性は低いものと思う(印紙税自体が比較法的に珍しいことと、契約そのものに対する課税になりかねないため)。

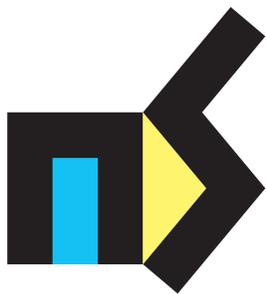
Q19

※ 電子帳簿保存法に関する質問が多数ありましたが、一部のみのお答えとさせていただきます。

1. 電子取引データの書面保存(電子帳簿保存法10条ただし書)が廃止される。電子帳簿保存法は税法の特別法だから、電子帳簿保存法による保存を行うか税法に従って保存するの選択ができ、税法に従って紙で保存することは今後も可能、という理解でよいか。
2. 改正法によれば、ECサイトなどで買い物をして電子領収書を受けとった事業者すべてに、電子帳簿保存法による電子情報の保存が義務付けられるのか。

A19

1. 電子帳簿保存法施行前は、電子取引の取引情報には保存義務がなかった。電子取引の取引情報については、所得税法等に規定はなく、電子帳簿保存法において保存義務を課しているものである。電子帳簿保存法10条は「所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合は・・・」とあるため、保存義務者すべてに適用される。したがって、改正後の電子帳簿保存法7条に基づいて、電子的な保存が必要となる。
2. 基本的にそのとおり。ただし、情報のダウンロードができるようになっている場合で、年の売り上げが1000万円以下であれば、検索要件は不要(改正法施行規則4条1項)。



NS Solutions

サービスに関するお問い合わせ

日鉄ソリューションズ株式会社
ITインフラソリューション事業本部
営業本部 CONTRACTHUB担当

Mail: iii-market@jp.nssol.nipponsteel.com

〒105-6418

東京都港区虎ノ門1丁目17-1 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー